

防衛特別法人税は企業全体の6%

# Q&A で読み解く 令和7年度税制改正大綱(Ⅱ)

自民党税制調査会及び公明党税制調査会は令和6年12月20日、令和7年度税制改正大綱を決定。その後、同月27日には政府が「令和7年度税制改正の大綱」を閣議決定している。本特集では、所得課税及び資産課税を中心とした第一弾（本誌1057号4頁参照）に引き続き、法人課税などを中心に令和7年度税制改正大綱のポイントをQ&A形式で解説する。

>> 特例税率の見直しの対象は中小企業全体の0.1%



中小法人等の軽減税率の特例（15%）については、適用期限が令和9年3月31日まで2年延長される一方、特例税率の見直しが一部行われるとのことですが、どの程度影響がありますか。



令和7年度税制改正では、中小法人等の軽減税率の特例が一部見直され、所得10億円超の中小法人等は17%と2%引き上げることとしている。見直しの影響額は1社あたり+16万円としている。また、グループ通算制度の適用を受けている法人については、特例税率の対象から除外する。見直しの対象は、現行の特例税率の適用者の0.3%、中小企業全体の0.1%とされているため、多くの中小企業にとっては影響がない。

ただし、中小法人等の軽減税率の特例については、リーマンショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置であることを踏まえ、令和9年度税制改正においてもその存続の可否を含めて検討が行われることになりそうだ。

>> B類型の設備に建物追加も要件のハードルは高い



中小企業経営強化税制では、「売上高100億円超を目指す」中小企業に対して、インセンティブ措置としてこれまで認められていなかった建物を対象設備に追加されるとのことですが、中小企業であれば同税制の対象になると考えてよいのでしょうか。



売上高100億円超を目指す投資計画が、経営規模拡大要件を満たすものである場合に、その計画に基づいて行う工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備投資について、B類型（収益力強化設備）の対象資産に建物を追加するというもの。経済産業省によれば、同じB類型でも「経営規模拡大設備」と呼んでいる。

最新号（1月20日号）の掲載記事となります。  
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。